

景

ホクネット通信

# 「特定適格」に認定

## ホクネット 全国で4番目

適格消費者団体・消費者支援ネット北海道（ホクネット）は10月20日、消費者裁判手続特例法に基づき、内閣総理大臣から「特定適格消費者団体」に認定されました。消費者機構日本（東京）、消費者支援機構関西（大阪）、埼玉消費者被害をなくす会（埼玉）に次いで全国で4番目です。「特定」認定により、従来との差止請求に加え、消費者の財産的被害を集団的に回復する裁判を提起することが可能になり、消費者被害の救済に大きな力となります。

ホクネットは2007年12月に設立され、2010年2月、北海道で初、全国では8番目の適格消費者団体に認定されました。

これまでに90以上の事業者に対し申入れ等を行い、このうち不動産賃貸借事業者、レンタカー事業者など4社に対し差止請求訴訟を起こしました。

こうした活動と並行して、札幌市や北海道、消費者庁の委託事業として、消費者教育教材「大学生向け消費生活入門」や消費生活相談窓口向けの事例集などを作成したほか、中高校、大学、専門学校生を対象とした消費者教育セミナー、地域における消費生活協力員養成講座を開催するなど、教育・啓発活動にも力を注いできました。

### 消費者に寄り添い活動

**理事長 松久三四彦**

消費者支援ネット北海道は全国で4番目の特定適格消費者団体となりました。今後は差止請求だけでなく、被害回復のための訴訟も提起できます。北海道の消費者も格段に被害回復の相談をしやすくなり、その反射的効果として、事業者が適正な事業

活動を推し進めることも期待されます。

ホクネットが「特定」認定に向けて第1回の集団的消費者被害回復検討チーム会議をもったのは2016年8月でした。それから5年にわたる膨大な準備作業があり、多くの会員の皆様、北海道や札幌市からご支援をいただき、認定を受けることができました。関係の皆様方に心から感謝申し上げます。

ホクネットには、寄せられた情報を検討する委員会と3つの検討グループがあり、延べ50名もの法律問題の専門家（弁護士、司法書士、大学教授等）や消費生活相談員で構成されています。民法、消費者契約法及び消費者裁判手続特例法について豊富な知見を有し、十分な経験をもったメンバーを擁しています。

よりいっそう消費者に寄り添い、被害の未然防止のみならず、発生した被害の回復に向けて、もてる力を存分に発揮していく所存です。足腰の強い持続力ある組織として活動していくために、今後とも皆様方のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

# 「被害回復」 裁判は2段階

## ——消費者団体訴訟制度——

消費者団体訴訟制度とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟などを起こすことができる制度です。民事訴訟の原則的な考え方では、被害者である消費者が、加害者である事業者を訴えることとなりますが、消費者と事業者との間には情報の質・量・交渉力の格差があることや、訴訟には時間・費用・労力がかかり少額被害の回復に見合わないこと、また個別のトラブルが解決しても同様の被害がなくなるなどから、内閣総理大臣が認定した消費者団体に特別な権限を付与したものです。

消費者団体訴訟制度には、消費者契約法に基づき 2007 年 6 月から施行された「差止請求」と、消費者裁判手続特例法に基づき 2016 年 10 月から施行された「被害回復」の 2 つの制度があります。「差止請求」の制度では、消費者被害

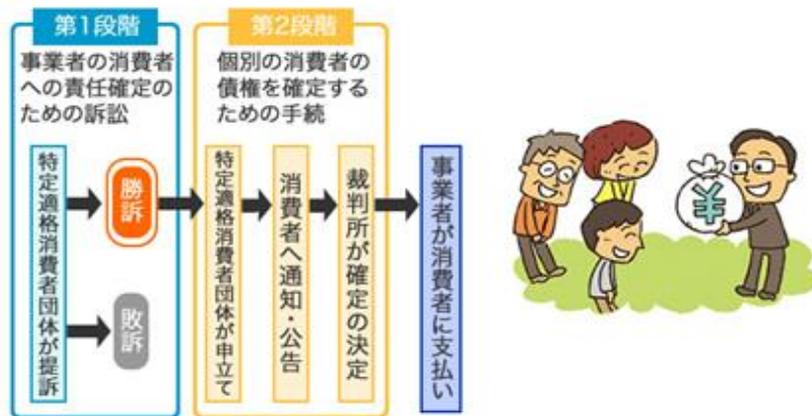
の未然防止や拡大防止のため、認定を受けた「適格消費者団体」が事業者に対し差止請求訴訟を提起することができ、この権利を背景に、不当な勧誘行為や不当な契約条項の使用、誤認表示などをやめるよう事業者に申入れを行います。

「被害回復」の制度は、事業者の不当な行為により、同じ原因で多数の消費者が被害を受けた場合に、適格消費者団体のうち一定の基準を満たして認定を受けた「特定適格消費者団体」が、多数の消費者に代わって事業者の責任を定める「共通義務確認訴訟」を提起し、それにより消費者の被害回復を図ります。数十人以上の消費者が同じ事業者から欠陥商品を購入させられたり、法外なキャンセル料を支払わされたりしたケースなどがこれに該当します。

「被害回復」の手続きは 2 段階で行われ、第 1 段階で特定適格消費者団体が提

訴し、裁判所が事業者に賠償義務があるかどうかを判断します。消費者団体が勝訴すると第 2 段階に移り、団体はホームページなどで被害者に裁判への参加を呼びかけ、裁判所が賠償額を決めます。第 1 段階で消費者団体が敗訴しても、個々の被害者は費用や労力を負担する必要はありません。(矢島収理事)

■ 被害回復裁判の流れ (政府広報オンラインより抜粋)



内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体

認定 特定 非営利 活動法人

**消費者支援ネット北海道**

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

MAIL : info\_hokkaido@hocnet1222.jp

Facebook:hocnet1222 Twitter:hocnet20162

ホクネット

